

令和2年6月25日  
地域福祉課

### 特別定額給付金の申請・給付状況について

1 申請件数（6月23日現在）  
54,565件（申請率 約89%）

2 振込件数（6月23日現在）  
9,898件（振込率 約19%）

振込日	件数
5月28日（木）	3,915
6月18日（木）	2,665
6月23日（火）	3,318
6月26日（金）	約4,900※
7月2日（木）、8日（水）、14日（火）、 16日（木）、27日（月）、30日（木）	各3,000～5,000 （予定）※
8月5日（水）、12日（水）、19日（水）、 24日（月）、28日（金）	同上※

※ 銀行と調整のうえ、件数を増加させる予定。8月28日以降も順次振込予定

上記、申請件数、振込件数については、市ホームページに掲載済み。

3 コールセンター問い合わせ件数（6月12日時点）  
2,211件（6月小計）  
（主な内容：給付時期について、オンライン申請について、本人確認書類について、不備について）

## PCR検査センター関係について

- 1 検査の実施状況 水曜・木曜日は、休診の医師会員が多いので、午前中も検査を行う予定であったが、予約数がそれほど多くないため、午前中の検査は当面の間、見送ることとなった。前回報告以降、新たな検査件数報告は未提供
- 2 車両の運行 6月17日1名搬送  
6月23日1名搬送（もう1名申出があったが、時間が重なったため、お断り。予約時間の調整を試みていただいたが、調整がきかなかった）
- 3 今後の予定 7月1日4市連絡会 国分寺市で開催。本市医師会出席。福祉保健部で対応  
7月31日 PCR検査事業小金井市補助金を支出予定

令和2年6月25日  
対策本部部会事務局

付議事項234について

2 全員協議会（7月、8月）の開催予定について

- (1) 7月15日（水）午前10時～
- (2) 8月20日（木）午後1時～

3 各会派からの意見・要望書への回答について

今後、会派からの意見・要望事項については、本会議や各委員会及び会派代表者会議等で説明や答弁に努めたところですが、今後はできる限り、対面での説明や文書、メールなどによる回答に努めることにする。

4 各会派からの問い合わせ等について

会派からの問い合わせについては、一度議会事務局に集約のうえ、部局につないでいただく形式であったが、今後は、会派や議員などからの問い合わせは、直接担当部局で対応することとする。

【その他】

上記3、4の対応については、今後、新型コロナウイルス感染症が第2波、第3波と猛威を振るうような状況になるときは、改めて対応を変更していただく可能性がある。

当院における新型コロナウイルス感染症の発生について(第7報) 16:00

6月24日現在の院内の状況についてお知らせ致します。

6月16日に第6報でお知らせ致しました後、本日を含めこの8日間で患者さん5名の感染が確認され、累計では患者さん47名、職員12名の計59名となりました。

患者さんは、3B精神科(閉鎖)病棟2名、3A精神科(閉鎖)病棟3名が確認されております。なお、感染が確認されました患者さんにつきましては、順次他の専門病院に転院して頂いております。

職員につきましては、6月15日以降感染は確認されておられません。

引き続き、外来初診の中止(再診は電話診療)、精神科・内科新規入院の受入中止、リハビリテーション等を中止させて頂いております。

患者の皆様、ご家族の皆様、地域の皆様、関係者の皆様には大変ご心配をおかけいたしまして申し訳ございません。多摩府中保健所、厚労省クラスター班のご指導のもと、細心の注意を払い感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の経過につきましても随時ホームページ等でご報告いたします。

令和2年6月24日  
医療法人社団 総合会 武蔵野中央病院  
院長 牧野 英一郎  
問い合わせ先 0422-31-1243

## 寄附の申出について（情報提供）

令和2年7月1日に新役員体制となる東京小金井さくらロータリークラブから、下記のとおり寄附の申出を受けているので、情報提供する。

### 記

- 1 寄附期日 7月1日以降で、調整中
- 2 寄附物品 非接触体温計45個
- 3 寄附目的 小中学校、学童保育所等での活用をしてほしい。
- 4 その他 寄附にあたって、市庁舎での贈呈セレモニーへの理事者、校長会代表、関係部長等の出席と報道機関への情報提供、市の広報媒体への掲載をお願いしたい。

# 小金井市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)

## 目次

感染症対策に関する基本的な考え方	1
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	1
2 教育活動上の留意点	2
3 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等	4
4 登校の判断	5
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別	6
6 年間行事計画等の見直し	6
7 教職員の健康管理	6
II 臨時休業編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	7
2 都内感染者の発生状況を踏まえた措置	8
添付資料	
・清掃チェックリスト	
・健康チェック表	

令和2年7月 小金井市教育委員会

## ～感染症対策に関する基本的な考え方～

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。今後、感染症対策に留意しながら学校教育活動を取り戻していくに当たっては、教職員、児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下4つの対策を徹底して講じる必要がある。

○ 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底

★ 換気の悪い密閉空間

★ 多くの人が密集している状況

★ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※ 特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避

○ 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底

○ 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底

○ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

### 「感染症基本行動3か条」

✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。

✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。

✓ 咳エチケットを徹底する。

## I 学校運営編

### 1 感染症予防策の徹底

#### (1) 児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、新型コロナウイルス感染症の予防について、特に疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導する。

イ 学校は、児童・生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、

トイレ使用後など)、咳エチケット(ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスク又はハンカチや手拭いなどの代用品(以下、「マスク等」という。))の着用などの励行について指導する。

ウ 児童・生徒(及び保護者)には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱の風邪症状または腹痛、下痢等の症状、強いだるさや息苦しさなど(以下、「発熱等の風邪症状」という。)がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導する。児童・生徒には、「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」を配布し、毎日記入・提出を求める。

エ 登校前に確認できなかった児童・生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をする。

## (2) 教職員等(外部人材含む。)

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底する。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

## (3) 校内環境

ア 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。

換気は、教室のドアや窓を少なくとも休憩時間毎に開放し、換気設備を設置している学校においては、適切に使用する。

ウ 教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回以上、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。(別添「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。)

## 2 教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学年を超えた活動は必要最小限とする。また、臨時休校により、学習の不足が生じている場合には、学習の際に補う計画を立てるなど適切な対応を行う。

### (1) 教室等における密集の回避

児童・生徒同士の間隔を1mを目安に教室内で最大限確保できるようにし、可能な限り児童・生徒同士が対面とならないよう留意する。

### (2) 朝礼、学年集会等

ア 実施する場合は、児童・生徒の間隔をおおむね1~2m確保する。間隔を確保することが難しい場合は、放送設備等を活用し、各教室で実施するなど工夫する。



イ 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。

ウ 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

### (3) 感染症対策に留意した各教科等の指導

ア 教職員及び児童・生徒はマスク等を着用することを基本とし、飛沫感染の防止に努める。ただし、マスク等の着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスク等を外してもよいことを児童・生徒に伝える。

イ 飛沫感染の可能性が高い以下の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避け、段階的に実施する。

- ・音楽科における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。

- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習は、衛生管理を徹底し、多くの児童、生徒が密集しないよう配慮して実施する。

- ・体育科、保健体育科における児童・生徒が密集する運動や児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。ただし、飛沫感染の可能性が高く、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができないと判断されるような種目については、実施を控える。

- ・会話や発声などが必要な活動やグループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は、マスク等を着用し、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。また、まなびポケットを利用した意見交換など、「密集」「密接」にならない方法を積極的に活用する。

ウ 授業及び夏季休業中のプール指導は行わない。

エ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

オ 授業中、児童・生徒に発熱等の風邪症状がみられるときには、速やかに保健室等に移動させるとともに、必要に応じて保護者に連絡した上で、下校させる。

### (3) 学校給食

ア 配膳の効率化等を考慮した献立にする。

イ 給食前後の児童・生徒、教職員の手洗いを徹底する。

ウ 配膳・下膳時は密集を避けるため、児童・生徒が間隔を開けて並ぶなどの工夫を行い、児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。

### (4) 休憩時間

ア 教室等の窓を開放し、十分な換気を行う。

イ 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるよう指導する。

ウ 特別教室やグラウンド等での活動後、また、トイレ使用后などに、手洗いを徹底する。

### (5) 部活動

ア 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を優先して段階的な活動計画を作

成して実施する。特に、第1学年の生徒については、体力や健康状況等に配慮する。

イ 部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。

ウ 対外試合等、多数の生徒が集まる場への参加は、1学期の間は自粛する。

エ 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、1学期の間は実施せず、必要に応じて2学期以降に延期又は中止とする。

オ 更衣室等を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。

カ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

キ 身体接触を伴う活動など飛沫感染の可能性が高く、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができないと判断されるような活動については、実施を控える。

#### (6) 児童会・生徒会活動

委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

#### (7) 学校行事

ア 運動会、宿泊を伴う行事、公共交通機関等を利用する校外での活動、児童・生徒が密集して長時間活動する学校行事は、1学期は実施せず、必要に応じて2学期以降に延期又は中止とする。

イ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、学年ごとに分散させるなど、健診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。

ウ 講演会など児童・生徒が一堂に集まって行う活動は、1学期は実施せず、必要に応じて、2学期以降に延期又は中止とする。避難訓練で児童・生徒が一堂に集まるときは、児童・生徒の間隔をおおむね1～2m確保するなど工夫する。

#### (8) 学校公開、保護者会等

ア 1学期の学校公開は実施せず、2学期以降に実施する。

イ 保護者会等を実施する場合は、座席の間隔をおおむね1～2m確保し、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。説明する内容などを文書等であらかじめ伝えるなど、短時間で開催できるように工夫する。

### 3 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

#### (1) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの児童・生徒が抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧に心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、児童・生徒を対象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒等については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。また、必要に応じて、児童・生徒や保護者等に対してスクールカウンセラーによる面接の実施や、スクールソーシャルワーカーによる生活・福祉等の支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

## (2) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

## 4 登校の判断

### (1) 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

### (2) 海外から帰国した児童・生徒について

ア 国や地域を問わず、海外から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。国や地域によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

### (3) 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防のため又は発熱等の風邪症状があるため、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## 5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、感染が確認された諸外国から帰国された方、外国人の方に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。その上で、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行い、児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口に相談するよう、適宜周知する。

## 6 年間行事計画等の見直し

当面は、本ガイドラインに基づいて教育活動を実施するが、計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて検討し、必要な変更を行う。教育課程変更の提出は学校再開後、改めて通知する。

今後の学校行事等の実施に当たっては、各学校の教育目標等の実現を図ることを基本とし、3つの密（密閉・密集・密接）とならない計画の下での実施や、延期もしくは中止の判断を行う。

## 7 教職員の健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温し、**発熱等の風邪症状**を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する。学校において「健康チェック表」を、出勤簿のそば等に常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管する。
- (2) **発熱等の風邪症状**がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。登校後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。
- (3) 教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した学校運営体制について、検討をしておく。
- (4) 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。
- (5) 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避ける。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。

## II 臨時休校編

学校の再開後、再度感染者が増加する事態が想定される。今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、第2波に備えていくことが必要である。

### 1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

#### (1) 感染の疑いがある（濃厚接触者と特定など）と判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、保健所や学校医への相談、小金井市教育委員会学校教育部学務課保健給食係への報告を行う。

ウ 原則として臨時休校は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、保健所や学校医等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休校を実施する場合がある。

エ 家族内に感染を疑われる者がいる場合は、原則として自宅で休養するよう指導する。

#### (2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健 所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項（1）による取扱いを

同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、保健所や学校医への相談、小金井市教育委員会学校教育課保健給食係への報告を行う。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休校とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休校の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休校する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

#### 参 考

#### 感染者が発生した場合の消毒について

児童・生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒するようにします。

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

◆令和2年6月4日付事務連絡「学校における消毒の方法等について」（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）

## 2 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

# 清掃チェックリスト

(場所等)			月		
日	実施時間	実施者	日	実施時間	実施者
1			17		
2			18		
3			19		
4			20		
5			21		
6			22		
7			23		
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16					

# 健康チェック表

学校	年 月 日	校長印	副校長印

職員名	咳の有無	検温結果 (37.5°C以上か未満か)	その他



2020年6月23日(火)

小金井市長 西岡真一郎 様

### 特別定額給付金(10万円)給付事務に関する会派要望(その7)

会派：小金井をおもしろくする会  
白井亨・水谷たかこ

市議会会派・小金井をおもしろくする会として、以下の通り、要望する。

新型コロナウイルス感染症対策として全国一律の政策として実施されている、全市民対象の特別定額給付金の支給事務について、市民から問合せが殺到している。小金井市の給付状況は市ホームページにも公開されているが、6月18日現在での給付完了は6,580世帯分であり、想定対象世帯(想定61,513世帯・令和2年5月1日現在の世帯数を参照)に対してわずか10.7%に過ぎない。本日(6月23日)振込予定は担当課によると数千件と聴いているが、それでも15%を超えるに過ぎない給付率にとどまっている。

近隣市の給付状況を各市ホームページで確認すると、武蔵野市は6月18日現在で70%近くの給付を実現しており、調布市は6月24日予定で同46%、小平市は6月22日時点で同約58.7%、西東京市は6月22日時点で同約60%に達していることがわかる。

小金井市はダウンロード申請を採用するなど、画期的な取り組みを実施し、また5月15日までのオンライン及びダウンロード申請での給付率を約97%と高い実績を残したことは評価する。しかし、現時点において、市民の期待に応えられていないことは近隣他市と比較しても明らかであり、給付のスピードをなんとしても高める必要がある。ゆえに、以下、要望する。

#### <要望事項>

- 他市の取り組みと状況も参考に、事務委託先との調整のうえ、給付のスピードをもっとあげること。
- いつ給付があるのか不安に感じている市民へのわかりやすい情報提供の仕組みを早急に構築すること。

以上